

子育てインフォメーション



妊娠期から子育て期に役立つ、子供の成長に合わせた子育て支援情報をお届けします。
その他にイベントがある場合がありますので、各施設へお問い合わせください。



松伏町地域子育て支援センター



松伏2428-1 ☎990-9010

開所日 月～金曜日(祝日を除く)

開所時間 10:00～15:00

講座 インファントセラピー 講師：緒方 美鈴
日4/18(火)10:10～11:30 対未就園児の親子
定8組 費無料 申4/10(月)まで

講座 子育て講座「絵本となかよし」
講師：あいのみ文庫
日5/17(水)10:10～11:30
対未就園児の親子 定8組
費無料 申4/17(月)～5/8(月)



親子サロン(予約制)

外遊びを中心に自由に楽しく過ごしています。スタッフによる絵本の読み聞かせや手遊びの紹介もあります。

日4/11(火)10:00～11:30 申受付中
5/ 9(火)10:00～11:30 申4/18(火)～
対 定町内在住の親子(未就園児)20名
費無料 固松伏町地域子育て支援センター

北部地域子育て支援センター



築比地674-2(農村トレーニングセンター)

☎ 080-5179-1866

開所日 月・水・金曜日(祝日開所)

開所時間 10:00～15:00

講座 アクティブレスト(疲労回復体操)
講師：秦 美保子
日4/24(月)10:10～11:30 対未就園児の保護者
定8名 費無料 申4/14(金)まで

講座 親子ピクス 講師：加藤 啓子
日5/29(月)10:10～11:30
対未就園児の親子
定8組 費無料
申5/1(月)～19(金)



支援センター講座の申込み方法

抽選制になりますので、締め切りまでに各支援センターへ(電話申込み可)。申込開始日が休館日の場合、翌開館日から受け付けます。講座中は同室託児があります。



児童館ちびっ子らんど

松葉1-6-3 ☎993-0202

休館日 3日(月) 開館時間 9:30～18:00

ガーデニングクラブ ～児童館で花や野菜を育てよう～

日第1回 4/15(土)10:00～11:15
※9月までの期間に全6回開催予定。
対小学生～
定10名(申込み順)
申4/8(土)まで
(電話申込み可)



ペーパークラフト ～ペーパークラフトを作ってみよう～

日4/23(日)10:00～11:30、13:00～17:30
内好きなペーパークラフトを選んで1つ作ります。
対保護者付き添いの年長、小学生以上

サポーターキッズ ～ボランティアスタッフになって 児童館を盛り上げよう!～

年間を通してイベント準備などを手伝ってくれるお友だち募集

対小学3年生～中学生(登録制)
定15名(申込み順)
申受付中(電話申込み可)

【その他】第1回定例会 4/22(土)10:00～11:15



施設名	イベント名	日時	その他
たから幼稚園 申・問 ☎991-2828	きらら☆ルーム(たからプレスクール) お子さんのみで通う未就園児教室です。	5月よりスタート (随時入会受付中) ※見学可	対R2.4.2~R3.4.1 生まれのお子さん
	園庭開放 大型遊具で遊びましょう	4/14(金)、19(水)、21(金)、 26(水)いずれも 15:00~16:30	対親子でどなたでも 定なし
	4月生まれのお友だち 園児と一緒に お祝いしましょう【事前予約】	4/26(水)10:30~11:30	対0歳~未就園児親子 定なし
認定こども園 みどりの丘 こども園 申・問 ☎991-2277	園内解放【要予約】	4/19(水)10:00~11:50	対未就園児親子 定10組
	こいのぼり製作【要予約】	4/26(水)10:30~11:50	対未就園児親子 定10組

すこやか子育て課からのお知らせ

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

小児慢性特定疾病児童への 日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を支援するため、日常生活用具の給付を行います。

▶対象 県から小児慢性特定疾患医療券(受給者証)の交付を受けている児童

▶用具の種類

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子(電動以外の場合)、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)、人工鼻

▶費用負担

同一世帯全員の所得状況に応じ、一部費用の自己負担があります。

▶条件

在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具を必要とする児童のうち、他の法律等で用具給付制度を利用していない方。

こども医療費・ひとり親家庭等医療費 支給制度登録のご案内

こども医療費及びひとり親家庭等医療費の支給を受けるには登録が必要です。

①こども医療費(通常、出生や転入等の際に申請します。)

▶対象 町内に住所がある方で、中学校終了前まで

※生活保護受給者、重度障がい医療費受給者、無保険者は、登録できません。

②ひとり親家庭等医療費 (母子・父子・養育者家庭の保護者となった際に申請します。)

▶対象 保護者及び高校生以上18歳年度末まで(障がいのある児童は20歳未満)

▶自己負担額 入院1日1,200円、通院1月1,000円(町民税非課税者は免除)

※事実婚状態、児童が施設に入所、児童が国内に住所を有しない、児童が婚姻、保護者又は同居親族の収入が所得制限以上、生活保護者、重度障がい医療費受給者、無保険者の方は、登録できません。

【①②共通注意】出生、転入、その他該当した日から15日を過ぎた場合は申請日から支給、15日以内ならその日に遡って支給します。

適正受診にご理解・ご協力を!

- ・緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診するのは控えましょう。
- ・相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ・ジェネリック医薬品を利用しましょう。

